

第6章 計画の推進に向けて

第1節 推進体制の整備

第2節 計画の進行管理



第1節 推進体制の整備

本計画の実効性を高め、計画を着実に推進していくための必要な体制の整備を行います。

1 市における推進体制の整備

市は、本計画を総合的・計画的に推進するため、市内部の横断的組織として「環境基本計画推進委員会」を設置し、計画に基づく環境施策の統合調整を行うとともに、計画の進捗状況や目標の達成状況を把握し、点検・評価を行います。

また、その結果を年次報告書としてとりまとめ、公表します。

2 市、事業者、市民の協働による推進体制の整備

市、事業者、市民の各主体が協力・連携を図りながら、計画を効果的に推進するため、各主体間の環境に関する情報の交換や人的交流、意見・アイデアの共有、連携した行動・事業の実施等を行います。

3 宇都宮市環境審議会

環境審議会は、市が作成した年次報告書に基づき、計画の進捗状況を点検・評価するとともに、意見や提言を行います。

また、市長から諮問があった場合は、計画の見直しについて審議及び答申を行います。

4 広域的な連携・協力の推進

市は、広域的な対応が必要な環境問題に対しては、国、県、関係市町村との連携・協力を強化し、広域的な視点からの取組を推進します。

第2節 計画の進行管理

1 年次報告書の作成、公表

本市の環境の現状や計画に基づく各種施策の進捗状況、目標の達成状況を把握し、環境基本計画推進委員会において点検・評価を行い、その結果を年次報告書としてとりまとめます。

年次報告書は、環境審議会を始め、市民に公表し、広く意見を求めます。

2 計画の見直し

市は、各方面からの意見を踏まえ、環境基本計画推進委員会において、環境施策の見直しや新たな取組の検討等を行い、計画の効果的な推進に努めます。

【計画の推進体制】

